

朝日訴訟におけるソーシャルワーカーの専門性

～ 日本社会事業大学所蔵のマイクロフィルム資料を専門職育成に活かすために ～

黒川京子

Special role of Social Workers in the Asahi Lawsuit

Kyoko kurokawa

Abstract: Japan Collage of Social Work has the historical records donated to the library of our collage from Japan Patients Alliance. They were organized over a huge time and kept as the microfilm. Also Mr. Kenji Asahi who contributed to the lectures of our collage (He was the successor of the Asahi Lawsuit, passed away in 2015) strongly hoped to make the students inherit the Asahi Lawsuit. I wish to utilize the precious records for taking over the thought of Mr. Kenji Asahi and professional education of this collage.

Key Words: human rights. lawsuit for welfare. special role of Social Workers

要旨: 本学には、日本患者同盟から本学図書館に寄贈され、膨大な時間をかけ手作業で整理・分類され、マイクロフィルムとして保管されている患者同盟の資料（朝日訴訟を含む）がある。また、本学の授業にゲスト講師としてしばしばお越しくくださった朝日健二氏（朝日訴訟の原告である朝日茂氏の養子となって訴訟を継承した方。2015年にご逝去）と親しく交流させていただく中で、朝日訴訟を次世代に伝えたいとの強い思いを知った。氏の思いを引き継いでいくにあたり、朝日訴訟を語りつぐのみならず、本学所蔵の貴重な資料を専門職としての力量形成に活かすことを模索している。そのプロセスとしての報告となる。

キーワード: 人権、生活保護裁判、ソーシャルワーカーの専門性

はじめに

日本患者同盟（以下、日患同盟）から本学に寄贈された資料は、ダンボール箱 500 個分に及ぶ。裁判記録はもとより日患同盟の機関誌や関連の私信など、様々な内容が含まれる。その整理・分類を手がけ、中間報告としてまとめられた姫野孝雄先生が 2014 年末に亡くなられ、現在、寺脇隆夫先生のリーダーシップのもと、相当量の資料がすでにマイクロフィルム化され、引き続き作業が進行している。多くの方々の思いが込められたこの資料を、朝日健二氏の願いであった朝日訴訟の次世代への継承、さらに朝日訴訟の重点であった“人間の尊厳を守り抜く”ことを深く理解したソーシャルワーカーの育成に、大いに活用できるのではないかと考える。

マイクロフィルムの中には、当時の医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）が証言台に立ち、福祉専門職としての立場から証言をおこなっていった記録が含まれている。その場面における専門性の発揮のあり方を検証し学生とともに考えることは、学生たちが専門職として成長していくにあたり、多大な示唆を与えてくれるに違いないと思う。

朝日訴訟について、社会に、そして次世代に伝えてほしい旨のお言葉を朝日健二氏より受けてから、幾つかの試みをおこなった。その一環として、学会における自由研究報告がある。2016 年 5 月社会事業史学会「朝日訴訟当時の社会状況に関する一考察」、同年 9 月日本社会福祉学会「朝日訴訟に専門職が果たした役割に関する一考察」、2017 年 5 月社会事業史学会「朝日訴訟から『第二の波』に続く、行政訴訟展開要因に関する考察」、同年 10 月日本社会福祉学会「生活保護に関する行政訴訟における福祉専門職の役割」として取り組んだ。それらの際にまとめたことを踏まえ、改めてフィルムに収められた記録を読み、再整理した。新たに書いたものではあるが、内容について学会での報告と重なっている部分があることをお断りしたい。

1. 視点と方法

朝日訴訟を含めた行政訴訟に関する視点は、生活保護の運用について、また、法解釈の視点、歴史（運動史、社会保障史）研究としてなど、様々な焦点のあて方が考えられるが、本稿においては、人権、人の尊厳の尊重を基盤とし、ソーシャルワーカーの専門性に焦点をあてる。また、上記のとおり、貴重な資料の専門職育成教育への活用を意識するものである。

方法としては、まず、朝日訴訟の経緯と社会的影響について、文献および資料をもとに整理する。その上で、本学図書館が所蔵するマイクロフィルム資料の中で朝日訴訟に関する部分（リール 27、28、29）を読み、裁判記録を中心に、福祉専門職（ここでは MSW）の取り組みに関連する部分を取り上げ、その意味・意義を、当時の MSW の倫理綱領と重ねて考察する。補足的に、「朝日訴訟運動史」および「特定非営利活動法人 朝日訴訟の会」所蔵の資料を用いる。

2. 朝日訴訟とは

1) 提訴まで

朝日訴訟の概要については一定の認知度があり、当時の本学の教員・学生も深く関わった記録があるが、あらためて、筆者も会員である「特定非営利活動法人 朝日訴訟の会」の会報「人間裁判」および朝日健二氏作成の資料を踏まえ、押さえることとする。

原告朝日茂氏は、1913年7月岡山県津山市生まれ。日中戦争中に結核に罹り（1937年、咯血により駐在していた大連より帰国）、回復、再発を経て、1942年に県立早島光風園（後の国立岡山療養所）に入院。日本患者同盟が設立されると、その中央委員となった。

1957年、入院中の氏が、厚生大臣を相手取って、生活保護法の定める保護基準が日本国憲法第25条に規定する「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を侵害しているとして提訴した経緯は以下のとおりである。

- ・1956年、津山市福祉事務所が茂氏の次兄（啓一氏、宮崎市在住）に3000円の仕送りを求めた（長兄は既に死亡していた）。兄への働きかけは、津山市福祉事務所からの依頼により宮崎市福祉事務所がおこなった。兄自身も満州から無一文で引揚げ、妻と病弱な子ども4人を養い生活が苦しかったが、その強い要請に1500円として従った。
- ・福祉事務所は収入認定。入院患者日用品費（600円）の支給を打ち切り、医療費一部負担を900円とする保護変更処分を通知（同年7月20日）。
- ・朝日茂氏は、そのやり方を“非人間的”と憤り、「生活保護の手引き」を熟読するうちに、生活保護基準があまりに低く、人間生活としては耐えられないほど低い、と再認識するに至った。そして、岡山県知事へ不服申し立て（同年8月6日）、厚生大臣へ再審査請求（同年12月3日）するも、いずれも却下。
- ・茂氏は、行政訴訟を起す意図と決意を療和会（国立岡山療養所の患者自治会）に伝え、支援を要請。会は賛否両論であったが支援を決定し、上部団体である日患同盟に相談。ここでも賛否両論、幾多の書簡の往來を重ねた上、朝日訴訟は、日患同盟を基盤とすることとなった。そして、朝日氏行政訴訟対策委員会（後の朝日訴訟現地対策委員会）が結成された。（1957年5月3日）
- ・岡山の地方紙「山陽新聞」により、朝日氏の訴える内容が県下に報道された。当初、朝日氏は“現代のドンキホーテ”と揶揄されたが、その決意を様々な運動を重ねてきた組織が支え、組織的な運動の展開となっていった。
- ・東京地裁へ、厚生大臣を被告とする行政訴訟を提訴（1957年8月12日）

2) 判決

- ・第一審（東京地裁1960年10月19日、浅沼武裁判長、菅野啓蔵・小中信幸 両裁判官）の判決は、裁判長の名前をとって「浅沼判決」と呼ばれる。“日用品費を月額600円に抑えているのは違法である”とし、裁決を取り消した上で、裁判長は「憲法は絵にかいた餅ではない」との言葉を残した。朝日氏側の勝訴。
- ・第二審（東京高裁1963年11月4日、小沢文雄裁判長）において、“日用品費600円はすこぶる低いのが、違憲とまでは言えない”と逆転敗訴。朝日氏側、最高裁に上告（同年11月20日）
- ・第三審（最高裁1967年5月24日、入江俊郎裁判長）は“朝日茂氏の死亡（1964年2月14日）により、本件訴訟は終了。訴訟経費は、承継者である朝日健二・君子両氏が負担すること”とした。

3) 一審勝訴の影響

朝日訴訟が始まると、生活保護基準は若干引き上げられた。日用品費が600 → 640円にあがる(1958年4月1日)。第一審、東京地裁にて原告の勝訴後、国(中山マサ厚相)は控訴するも基準を全面改訂。翌年には23パーセントという、生活保護法成立以来の大幅な引上げ。問題となった日用品費は47パーセント上がった。日用品費は640 → 1090円(1961年4月1日)。1962年4月1日には、生活保護基準、補正と合わせて15.3パーセント上昇。日用品費は1090 → 1285円になった。

日用品費は、訴訟前の600円から5年余の間に2倍以上になったことになる。福祉施設入所者の生活費など関連施策の基準も連動。保護基準と不可分である失業対策賃金も大幅増となった。

また、「朝日さんのように」が合言葉となったことから、「第二の波、第三の波」(小川政亮氏命名)とされる、その後、次々と起こされた権利獲得のための行政訴訟の原動力の一つとなっていると認識されている。

「第一の波」とは、1960年代前半から朝日訴訟までとされ、防衛費との兼ね合いにより社会保障費の大幅削減、結核療養患者と在日朝鮮人が削減のターゲットになり、朝日訴訟に繋がった時期である。「第二の波」は、1960年代後半から70年代初頭とされ、朝日訴訟を経て基準が改善された一方、炭鉱離職者の保護利用が激増したとして、稼働年齢層を保護から排除する政策がとられた時期であった。「第三の波」とは1990年代から2000年代中盤で、「自立助長」の強制、いわゆる123号通知による「水際作戦」(保護の入口で申請を阻止する)の時期とされる。

いずれの時期も、背景に「生活保護適正化」がある。本来「適正化」とは、要保護者に対する漏給を防ぐものであるはずだと思われるが、逆に保護の抑制を強化してきた経緯がある。それらに対して声を挙げる行政訴訟に、茂氏の「権利は闘う者の手に」という言葉、そして朝日訴訟の一審勝訴が大きく影響を及ぼしていると考えられる。行政訴訟は、現在も続いている。

4) 朝日茂氏逝去後

朝日茂氏は1964年2月14日、50歳で亡くなった。翌日の全新聞は、大きく取り扱った。氏の逝去当日、小林健二・君子夫妻が養子として入籍、朝日姓となった。同日、朝日健二・君子夫妻および中央対策委員会が訴訟継続の声明を出した。同年8月には、訴訟継続、口頭弁論開催、公正判決要求の100万署名運動が始まった。口頭弁論を経て、1967年、上記のとおり最高裁判決。同日、日比谷野外音楽堂における抗議集會に、7000名が集まった。その後、全国各地で抗議行動が起こった。

1968年岡山県早島町に朝日訴訟記念碑が建立(命日である2月14日)。碑には「人間裁判」と彫られ、療養所の出入り口の外、すぐ傍の道路わきに建っている。国家に立ち向かった茂氏ゆえ、療養所の敷地内に建てることができなかつた、「朝日訴訟の会」の総会の際に知った。

総会では、どの文献や資料にも記されていない、茂氏と関わった方々のお話をうかがう機会がある。療養所の看護師であった、現在は80歳前後の方々のお話によれば、当時は床頭看護という看護師が患者の枕元で看護をする体制があり、そのときに茂氏の依頼で訴状や手紙の代筆(口述筆記)をしたとのこと。「自分で書けなかつたわけではなく、(支援の)輪を広げてい

きたかったのだと思う」と話された方がいた。また、茂氏は重症で痰が激しく出るので、痰つぼを両脇に置き、いつも何かを読んだり書いたりしていたそうだ。「安静時間にもちゃんと寝ないから、若い看護婦だった私は怒ったけど、いま思えば、一分一秒でも惜しかったのでしょう」との話も聞いた。茂氏の解剖を担当した医師は、「あまりにも重症で、どんなに苦しかっただろうと思った」と話された。

3. マイクロフィルム資料より

1) 「日患情報」

内容の詳述は他の機会に譲るが、マイクロフィルムの中には日患同盟の機関紙「日患情報」が、ほぼすべて収録されている。そこに、朝日訴訟提訴前の生活保護の状況、および患者自身の運動の展開をみることができる。たとえば、1952年7月1日発刊のものには「生保打切りに死の抗議、清瀬病院で相次ぎ自殺」という見出しで、同年6月に医療扶助の打切りによる生活苦により、2人の入院患者が続けて自殺を図ったと報じた記事が掲載されている。1954年2月17日号には「(生活保護)今年三億の打切り、赤字に手を打つ厚生省」と記され、その後の号外には「二十九年予算案で混乱、生保予算92億円削る」「日患同盟の東京都支部をはじめ(原文のまま)近県代表、全看労代表とともに大蔵省に対して生保予算削減反対の集団陳情」「日雇い労働者座込み」などの記事が見られる。

他にも、看護婦(看護師)不足の改善や、結核の未復(未回復)患者の米を減らすなどという訴えを署名とともに国会に提出したり、給食の内容改善を100名が病院と交渉するなどの取り組みが記されている。朝日訴訟が日患同盟を基盤とした、その土壌と考えることができるであろう。

2) 朝日訴訟、一審、二審の証言者

第一審において、国立岡山療養所職員は、現地公判時に朝日側、厚生省側、いずれにも証人となった。所長、医事係長は朝日側(他に患者2名も朝日側証人)、医務課長、更生課職員、厚生会販売部員(売店)は厚生省側の証人であった。内容は、日用品費・生活保護基準について、および給食・補食についてであり、それぞれの立場で、職員が関わっていったことがうかがわれる。さらに、朝日側証人としては、労働科学研究所栄養研究室長、国立新潟療養所給食係、多摩済生院院長(以上、給食・補食について)、医療ソーシャルワーカー(児島美都子氏)。厚生省側は、慶応病院栄養士、厚生省社会局保護課長、など。

第二審においても、患者、医師、職員など、関連する立場の人が証言者となっている。その中で、後述の浅賀ふさ氏(専門教育を受けた日本におけるMSW第一号とされ、裁判当時は日本福祉大学教授)も資料提出および証言台に立った。研究者としては、明治学院大学の天達忠雄(アマツタダオ)氏、日本社会事業大学の小川政亮(カガワサキ)氏が朝日側証人として尽力している。天達氏は「生活保護基準の推移、および一般勤労者の賃金と保護基準の関連等について」、小川氏は「生活保護法と最低生活について。諸外国の社会保障と日本のそれとの対比等について」という証言をおこなった。マイクロフィルムには、朝日訴訟中央対策委員会からの「傍聴希望日調査」に、小川氏が7月4日、6日、7日と3日間すべてにマルを記している用紙が保

存されている（年の記載はないが、1966年の最高裁口頭弁論時に違いない）。

3) 福祉専門職としての関わり

児島美都子氏（医療法人財団 織本外科病院 医療社会事業部長、日本医療社会事業協会常任理事、後の日本福祉大学教授）は、医療ソーシャルワーカーとして実務に携わってきた豊富な経験を駆使し、証言台にて、朝日茂氏の主張の正しさを裏づけていった。

1958年12月10日に開かれた第八回公判における、児島氏の証言の要点を挙げる。以下の証言については、全体の中から筆者が要点であると判断した部分であり、口語で記されているものの文体を微調整している部分がある。また、略している箇所もある。それは、次の浅賀ふさ氏の証言についても同様だが、本質を損なわないよう留意した。以下は、児島氏の証言である。

- ① 「私が、入院中の生活保護患者75人について行なった小遣いの調査によると、小遣い額は平均月1891円94銭で、使途の内訳は補食費が55%、日用品費が45%であった。補食費は本来、日用品費の中には含まれていないはずであるが、実際には日用品費の中から支出されている。重症者は小遣いの支出額は少ないのに、補食費の額は増えている」と証言。さらに、日用品費640円（提訴時は600円）では必要なものは買えないし、絶対に療養生活ができないと、具体的な数字を挙げながら断言している。具体例として、ちり紙（結核患者は痰や血痰が多く出る。喀血する場合もある）、寝巻（長期入院の人が多いので、打ち直しや縫い直しの費用が必要）、ガス代（給食が冷えてしまうので、温め直す必要がある）など。また、箸代が考えられていないと指摘した。
- ② 「結核患者の場合はとくに良質のビタミンの補給を必要とすることが栄養学的に言われている。今の完全給食ではビタミンについては何も基準がない。これが今の給食の一つの欠陥になっている」と証言。続けて、蛋白質は動物性蛋白質でとることが望ましいと言われているが、今の完全給食の基準では無理で、植物性蛋白質が多く使われていることは欠陥であり、それを埋めるものとして、タマゴや牛乳を患者が自分で補食するのだと述べている。さらに、給食で脂肪が足りていないことを挙げ、補食は贅沢ではなく、むしろ生命維持に必要であると証言している。
- ③ 「重症者の場合とくに残飯が多く補食費が多いので、重症者の6人を選び、1週間にわたり、残飯が出ないようにするには、どういうふうにしたら良いかという実験をした（給食部にて）。6人の患者に1週間の献立を選ばして、それが栄養学的にも必要量を満たすように自分自身に計算させて、それで特別食を実施してみた。その結果、1人平均155円30銭の純材料費がかかった。その間、残飯も補食もほとんどないという実験をしたが、これを全部の患者に当てはめるのは、労力の点からも、材料費の点からも、設備の点からも無理である」。そして、患者は機械ではないから、そのときの気分や食欲の状態にどうしても左右される。それらを考慮した給食の実施ができない状況下では、患者が自分の嗜好を考えて補うということはあっても仕方がないと、補食の必要性を述べている。
- ④ 「結核で非常に入院が長期になりますと離婚問題が起こったり、家族の人たちとの関係が悪化したりというような打ちのめされてしまう精神状態にあるとき、それを励ますのはサークル活動であるとか、いろんな雑誌を読んだり、療友どうして短歌を作ったり、見せ

合ったり、励ましあったりとか、そういうふうなことが必要だと思う。ある程度サークル活動に必要な費用とか、新聞だけではなく、ある程度の雑誌が買えるとか、そのくらいの文化費は認められたほうがいい」と述べている。

入院患者に社会復帰への意欲を失わせないためには、暖かい配慮が必要であり、健康で文化的な最低限度の生活を維持するためには、サークル活動費等の文化費を大幅に引き上げて、日用品費としてせめて1000円、さらに補食費として500円程度が認められるべきだと結んでいる。

①については、福祉専門職（ソーシャルワーカー）としておこなった調査をもとに、補食の重要性を証言したものである。②では、患者の身体状況と栄養に関する知識に基づく証言をしている。栄養については栄養士が最も専門的な立場とされるが、MSWは患者の生活全体を押さえた上で、栄養に関する知識を身につけ証言している。③においては、病院の他職種と連携して実験的調査をおこなった上で、適切な保護費について論じている。④では、患者の人生全体を視野に入れ、論を展開している。MSWの専門性として、クライアントの生活を支える専門職であることが明確に示されている。

この第八回公判では、厚生省側証人の末高信氏（早稲田大学教授）が「岩手の山奥などに行くと（中略）用便の始末も草の葉でしている。それに比べると、たとえちり紙が一日に一枚半しか使えなくても、健康で文化的だ」と述べたが、福祉専門職としての証言は、患者の生活・人生全体を見据え、厚生省側とはまったく異なる見方を強く提示している。

浅賀ふさ氏（日本福祉大学教授）は、アメリカの大学で学び、帰国後はMSWとして活動、戦後は長らく厚生省に勤務して、児童、医療社会事業の各方面にわたり活躍してきた。そして、第二審において、医療ケース・ワーカー（MSW）としてみた、生活保護患者の経済的・精神的実態について証言をおこなった。

「朝日訴訟の会」所蔵の資料として、浅賀氏の「朝日行政訴訟事件控訴審第五回における私の証言要旨」がある。そこには、最低生活を結核患者の場合にしほり、「低基準の故に起る諸問題、低い日用品費がどの位不足しどのように不足を補っているか」、全国の結核療養所で働くMSWにデータと所見・所感を送ってもらい、自身の理論の裏付けとした、と記されている。氏の論点は、「社会保障とは人間を人間として扱うこと、心身の基礎的欲求を充すものでなければならない」とのこと。そして、その時点での小遣費補充策として、（1）死亡患者の遺留品を貰うか安く譲り受ける。そのため、病棟内の患者が奪い合いの喧嘩をすることがある。（2）僚友の世話、使い走り、当番の代りをする、理髪、ラヂオ修理その他のアルバイト。（3）才能をいかした各種工芸（竹、木細工、レース編・・・）作品の売却（後略）等を挙げている。さらに、稀な例としながら、小遣い不足を補充するための女子患者の売春や高価薬を療養所薬局から盗んで外部へ横流しするなどの状況にも触れている。

公判にて氏は、「入院患者の小遣い消費額調査」「補食の必要性」「患者の要求する最低日用品費」「生活扶助最低生活基準が低いために起る低所得階層結核患者の問題（滞納、療養放棄、入院断念）」などの資料を出し、「患者は不安とか恐怖とかが非常に大きい、生活保護の患者

は、加えて劣等感を持つ。劣等感や不安、機能を喪失した状態、こういうものが非常に回復を阻止する」という内容の発言をし、保護基準の低さがもたらしているとの見解を示した。専門職として、調査に基づいた資料を作成、提出し、患者の日常生活や精神状態を考慮し、証言を重ねたことが理解できる。

ここまで見てきたように、MSWの二氏は、①人間の尊厳を根底に置き、②MSW間や他職種と協力をして現状の調査をおこない、それを根拠とし、③患者の生活、精神面、人生全体を視野に入れた、根拠に基づいた証言を展開していった。それらが、この場で発揮された専門性の大きな部分を占めると考えられる。

その専門職としての立ち位置を明確にするため、以下のとおり、当時のMSWの倫理綱領を見てもとすることとする。(下線は筆者が記入)。

4) 朝日訴訟当時の医療ソーシャル・ワーカー倫理綱領

日本国憲法の精神と専門社会事業の原理にしたがい、われわれはつぎのことがらを医療ソーシャルワーカーの倫理綱領とさだめる。

われわれは

1. 個人の幸福増進と社会の福祉向上とを目的として活動する。
2. 対象者の処遇にあたっては、その意思の自由を尊重し、秘密を守り無差別平等の原則にしたがう。
3. ソーシャル・ワーカーとしての自覚をもって対象者との専門的援助関係をたもち、その関係を私的目的に利用しない。
4. 医療社会事業の意義と機能が他の関係職員に理解されるようつとめ、その目的達成に努力する。
5. 専門職業の立場から社会活動をおこない、社会資源の活用と開発をはかり、社会保障の完成に努力する。(1961年通常総会に於て可決採択)

(医療社会事業の歩み ― 協会十周年を記念して ― 日本医療社会事業協会 1963年より)

日本医療社会福祉協会は、2005年に新たな倫理綱領を定めた。これは、国際ソーシャルワーカー連盟に加盟している日本の専門職4団体で取りまとめられた「ソーシャルワーカー倫理綱領」を採択したものである。その後、2007年には協会独自の「医療ソーシャルワーカー倫理綱領」が提案され、二つの倫理綱領を持つことになった。

上記のものは朝日訴訟と同時期に採択され、40年間以上、MSWの倫理基盤となっていた。また、現行のものにも、その理念は引き継がれている。

朝日訴訟に関わったMSWは、患者個人々の幸福増進と社会の福祉向上に寄与したことは明らかである。また、5に示されている「専門職業の立場からの社会活動」「社会保障の完成に努力」という項目に、非常に沿った取り組みであったと考えられる。他の関係職種とも相互理解の上で、調査などにおいて協力している。それらの理念と実践は、現代のソーシャルワーカーにも、非常に大切なことを教えてくれる。ソーシャルワーカーは、目の前の人の思いに寄りそうとともに、社会への働きかけを行なうという重要な役割があるのだと再確認をすることができた。

おわりに

筆者は自身が病院のMSWであったとき、浅賀ふさ氏にお会いしたことがある。すでに90歳を過ぎていらして、その数か月後に亡くなられた。氏とお会いできたことに大きな喜びと緊張を感じる新米MSWに、「戦争をしてはいけない。私たちソーシャルワーカーは一人一人を大事にするけれど、戦争はそんなことを吹き飛ばす」ということと、「人は対等でなくてはならない。夫婦が“あなた”“おまえ”というのは対等ではない。英語のように男女ともアイとユーでなくては」と話されたことが忘れられない。その氏が、朝日訴訟においても重要な役割を担われたことを改めて知り、先人から学ぶことの大切さを強く再認識した。

学会報告などのとき、「どうして、いまだ朝日訴訟なのか」と福祉分野の実践者や研究者から問われることがあった。「朝日健二さんと約束したから」と答えるなどしたが、福祉関係者の中においても、すでに過去のものと考えられている状況なのかも知れない。しかし、朝日健二氏は生前、「いまの社会保障の切り下げは、朝日訴訟前夜のようにだと感じる」と話されていた。「権利としての社会保障」(小川政亮氏)を守り続けることは、どの時代においても重要であり、それが崩されていくとしたら、福祉専門職として傍観するわけにはいかない。自らもソーシャルワーカーとしての行動を起こしたいと思うし、これからの福祉実践を担う学生たちにも、確固たる人権意識を持ち、それを基盤とし、必要なときにはソーシャル・アクションを展開する力量を持った専門職として成長してほしいと願う。それには、朝日訴訟から学ぶことが非常に大きいと実感する。

朝日訴訟を含む日患同盟の膨大な資料が本学に寄贈され、たいへんな時間と労力をかけ、思いを込めてフィルムとして保存されていることは、本学の誇りのひとつであると思う。学生の力量形成に繋がることを期待し、演習に活用したり、わかりやすい資料として整理したりなど、様々な可能性を模索しつつ、フィルムの内容を明るみに出し続けていきたいと考えている。学内の教員間でも共有できれば幸いである。

参考・引用資料・文献

- ・日本患者同盟・朝日訴訟関連資料マイクロフィルム
- ・人間裁判 ― 朝日茂の手記 ― (2004) 大月書店
- ・医療社会事業の歩み ― 協会十周年を記念して ― (1963) 日本医療社会事業協会
- ・朝日訴訟運動史 (1982.12) 朝日訴訟運動史編纂委員会 編 草土文化
- ・体験的憲法裁判史 (1992.7) 新井 章 岩波書店
- ・21世紀に語りつぐ社会保障運動 (2006) あけび書房
- ・人間裁判 (2007.2、2015.1.) 特定非営利活動法人朝日訴訟の会
- ・朝日訴訟から生存権裁判へ (2014.5) 生存権裁判を支援する全国連絡会 編 あけび書房
- ・戦後史で読む憲法判例 (2016.6) 山田 隆司 日本評論社
- ・朝日健二氏作成資料